

埼教組賃金闘争NEWS

発行者
埼玉県教職員組合
発行責任者
埼教組 金井宏伸
〒330-0063
埼玉県さいたま市浦和
区高砂3-12-24
埼玉教育会館5階
TEL：048-824-2511

第3回 地公労交渉 労働条件一定前進 課題は単組交渉で継続



埼教組、埼玉教、県職で構成する地公労（埼玉県地方公務員労働組合共闘会議）は12月1日（水）、「2021年度賃金等の確定に関する重点要求書」にもとづく第3回交渉を行いました。第2回交渉までに現場からの発言を受け、県当局は一定程度の労働条件の改善を提示しました。しかし、これまでに県当局が示してきた改善項目は、今回の一時金引き下げ額に見合う改善には到底及ぶものではなく、さらなる労働条件改善を求めました。

第2回交渉では、この間の奮闘に応えない

当局の一方的な一時金削減の姿勢に現場からの抗議の声が多数寄せられました。

額に見合う労働条件の改善を提示しなければ、現場で奮闘する私たちは到底納得できません。

この間の交渉で私たちがとりわけ強く改善要求をしている項目があります。それは県職員の欠員と教育に穴が空くいわゆる教職員の未配置・未補充の問題です。

現時点で県職員の欠員は福祉職、総合土木職、職業訓練員などを中心に76名、教職員の未配置・未補充においては、10月1日現在で高校4名、特別支援学校17名、小学校98名、中学校34名も発生しています。第2回交渉の回答の中で今年

度の組織定数改定において、保健所の保健師を過去最多となる38人増員したしましたが、まだまだ必要な場所に必要な人員が足りないのが現状です。教育局についてはこの間、毎年度のように「あつてはならない重大な事態として重く受け止めている」としながら、未配置・未補充を解消する具体策には言及せず、財政難等を理由とするばかりです。

一時金引き下げの逆提案の際は「人事委員会勧告を最大限尊重することが県民への説明責任と理解につながる」とする一方、同様に人事委員会勧告にも触れられ、かつ本来人員を配置しなければならぬ欠員や未配置・未補充の問題については財政難等を理由に具体的な改善策を示さないのはあまりに不誠実です。

第3回交渉では、欠員、未配置・未補充の解消はもちろんのこと、賃金・諸手当の改善では再任用短時間勤務職員の格付け、母体保護・休暇制度等の拡充に関わる等についても前進回答を求める会場参加者からの発言が相次ぎました。

一時金の取扱いは

当局は全国に先駆けて示された県人事委員会勧告に基づき、県職員・教職員のコロナ禍での奮闘にええ、一時金引き下げをゆずらずに、そして条例改正案は9月議会でも可決されました。その後、国の情勢は大きく変わり、11月24日、政府は、国家公務員のボーナスについて人事院の勧告どおり引き下げる一方、経済などへの影響を考慮する必要があるとして、この冬のボーナスには反映させず、来年6月まで引き下げを先送りする方針を決めました。

これについて、報道が大きく先行し、現場で働く仲間に大きな混乱を与えたことは、埼玉県当局にも一定の責任があると考えることから、この件に関して総務部長の回答を求めました。小野寺総務部長はこの件について冒頭回答し、その中で埼玉県の一時金の取扱については、「本県では、本年12月期の期末手当で調整することとしておりますが、県人事委員会勧告に基づき、民間給与との均衡を

図るものであり、適正なものと考えております。」と回答しました。

教育に係る詳細な課題は引き続き埼教連交渉へ

私たちの要求により、不十分ながらも一定の労働条件等の改善が当局側から示されました（下記参照）。このことから、地公労としての確定交渉については終了すると地公労幹事会は判断しました。その一方で今回の回答には無かった部分や、詳細な教育に係る改善項目については、私たちの要求をさらに前進させるために、埼教連として引き続き交渉を継続していきま

【第3回交渉で示された改善項目】



＜知事部局・教育局共通項目＞

- ・再任用短時間勤務職員の格付け
⇒定年引上げに合わせて高齢層職員の意向を調整することを検討
- ・男性職員の育児参加のための休暇の取得単位の改善
⇒30分単位の取得が可能に
- ・出産補助休暇の取得単位の改善
⇒30分単位の取得が可能に
- ・結婚休暇の取得期間の特例
⇒新型コロナ感染拡大をふまえ、結婚の日から1年までの取得期間の延長を引き続き認める
- ・永年勤続職免の取得期間の特例
⇒新型コロナ感染拡大をふまえ、職免の有効期間を1年までの取得期間の延長を引き続き認める
⇒新型コロナ感染拡大をふまえ
- ・会計年度任用職員の産前休暇及び産後休暇に加算休暇を措置
⇒継続的な勤務が見込まれる会計年度任用職員の産前および産後休暇の期間に関する出産休暇について、職員があった場合において、任命権者が特に必要と認められるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間をあわせて2週間の範囲内の加算休暇を設ける。

・旧姓使用が可能な書類の範囲の拡大

【教育局の改善項目】

- ・第2回交渉で示された高等学校の妊娠教員勤務負担軽減措置の範囲を農業・工業の教諭まで拡大する改善に加え、農業・工業の実習教諭・実習助手にも同様の措置を講じるように拡大
- ・小・中学校における妊娠養護教員対応非常勤講師、妊娠教員体育代替非常勤講師について、それぞれの非常勤講師の任用期間の範囲内で、本務者が病気休暇に入り、代員が配置されない場合、病気休暇が終了するまでの期間において引き続き、非常勤講師の配置を可能とする。
- ・教員の未配置・未補充の早期解決に向けて、担当課を超え教育局全体の問題として解決するため、「多忙化解消・負担軽減検討委員会」においても意見を聞き取り、取り組んでいく。